# 板倉町 通学路安全プログラム

~通学路の安全確保に関する取組の方針~

令和4年12月

板倉町通学路安全推進会議

### 1. プログラムの目的

通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築 し、「板倉町通学路安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

### 2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。

- 板倉町行政区長会
- 板倉町総務課
- · 各小学校長、中学校長
- 館林警察署(交通係)
- · 板倉町教育委員会
- 板倉町都市建設課
- · 各小学校 P T A 会長、中学校 P T A 会長
- 群馬県館林土木事務所

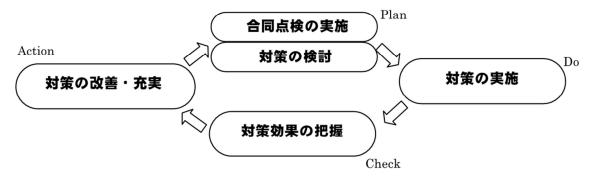
### 3. 取組方針

### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を継続するとともに、対策実施 後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

### [通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



### (2) 定期的な合同点検

- ○合同点検の実施時期等
  - ・町内の各小学校・中学校について、それぞれ毎年、合同点検を実施します。
  - ・実施時期は、春季に実施し、早急な対応を目指します。
  - ・現状を的確に把握するため、児童、父兄からの危険個所等の報告、又は、学校関係者からの報告等を各小学校・中学校が取りまとめを行い、効率的・効果的に合同点検を実施します。

### ○合同点検の体制

・各小学校・中学校ごとに、メンバー等が参加する合同点検を行います。

### (3)対策の検討

・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、安全 施設等のハード面の対策や交通規制・交通安全教育のようなソフト面などの対 策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

### (4)対策の実施

・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

### (5)対策効果の把握

○合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が 上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認 するため、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把 握を実施します。

### (6)対策の改善・充実

・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実 を図ります。

### 4. 箇所図、箇所一覧表の公表

・各小学校・中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために各小学校・中学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

#### 【別添資料】

別添① 対策一覧表

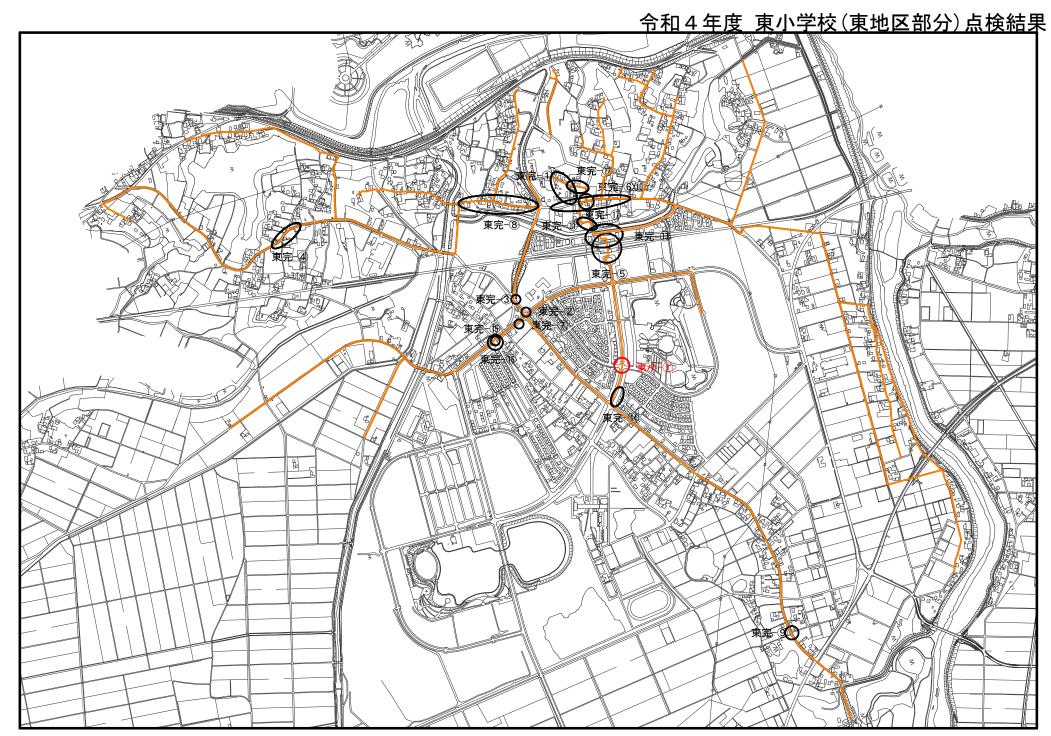
別添② 対策箇所図

	No.	危険箇所	危険な状況 (学校からの指摘事項)	担当課局	現況確認	対応状況	記載 年度	完了 年度
	1	ふれあい通り交差点	板倉ニュータウン内の幹線道路の交差点であり、通学、通勤時間帯等では車の通りが多く危険であるため、信号機を設置してほしい。	心分水	朝は、通学、通勤、保育園への送迎 等で歩行者、自動車の需要が多い交 差点である。	H18年から公安委員会へ要望している。設置条件として隣接する信号機から150m以上離れている事との明示があり不適合であるが、地元の要望があるため、引き続き、公安委員会へ要望する。	Н29	継続
点検指摘箇所								
) 所								

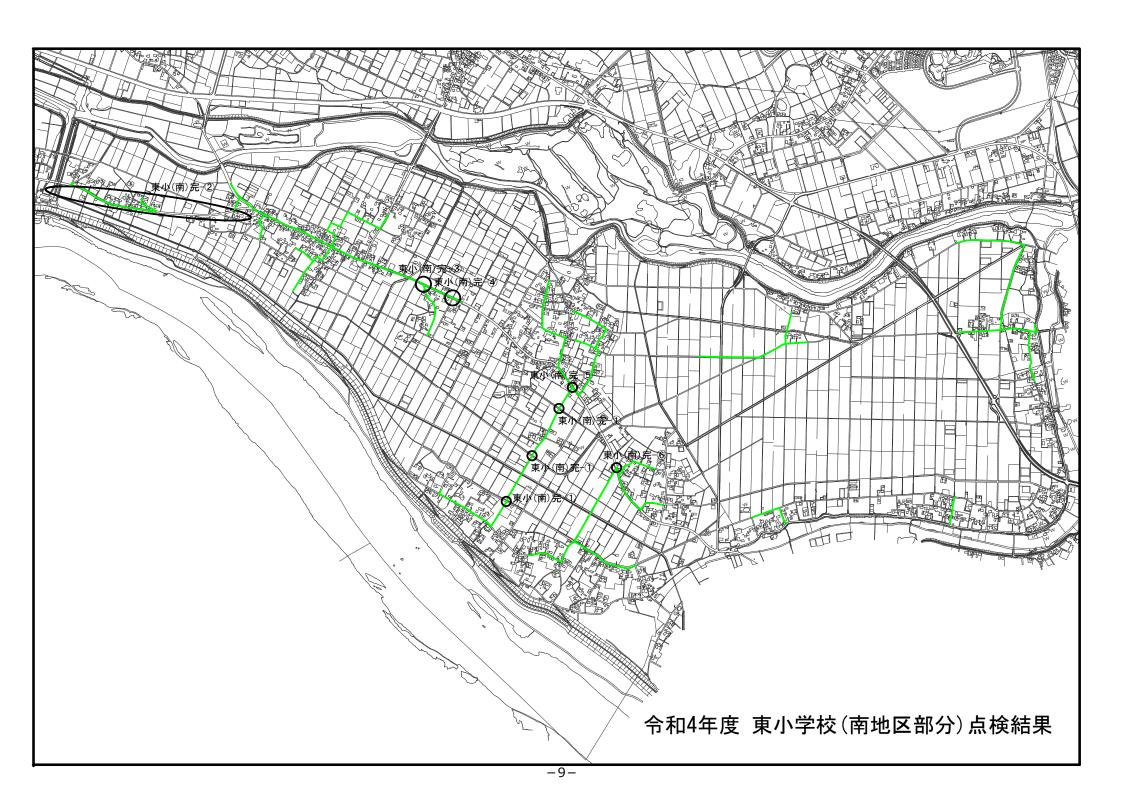
	No.	危険箇所	危険な状況 (学校からの指摘事項)	担当課局	現況確認	対応状況	記載 年度	完了 年度
-	1	小学校南側 (町道4070号線 町道4071号線)	学校南側の通学路は道幅が狭く、歩 道もない。	都市建設課	通過交通が無く、拡幅予定もない。	現状維持。	Н26	H26
-	2		陸橋を下りたセブンイレブンの信号 機付近は水たまりになりやすい。	都市建設課	降雨後、排水機能が悪く水たまりが できる。	清掃を実施、完全ではないが改善を している状況。	Н26	Н26
	3	跨線橋西側 (県道海老瀬飯野線 町道2-40号線)	陸橋を下りたところは、自転車は滑 りやすい。	都市建設課	砂や砂利等がたまりやすい。	周辺舗装補修済み、清掃を実施。	Н26	H26
対策	4		8区の佐藤さんの所の道路がカーブが続き、歩道もなくなるので、危ない。道路のカーブが緩やかにならないか。		カーブで見通しが悪いが路面と側溝 の段差解消済み。 線形変更、拡幅予定なし。	歩行者スペースが狭い事は認識している。そのため車道部と側溝の段差 を解消しスペースを確保した。 (館林土木事務所回答)	Н26	Н26
完了箇所	5		駅の中を通るのを不安に思っている 保護者も多い。防犯パトロールや地 域の方に児童の下校時に通ってもら うよう声をかける。		防犯カメラを設置済み。公民館職員 がパトロールを実施している。	対策は現状を維持する。また、小学 校より児童に指導している。	Н26	Н26
	6	学校周辺 (町道1-5号線)	「児童に注意」の標識を南と北側に つけてほしい。	総務課	三角商店前の道路に通学路等の標示 が無い。	三角商店前に新たに設置した。	H26	H26
	7	コンビニ周辺 (町道3357号線)	コンビニ客の出入りがあり、児童が 危険である。	都市建設課	民間の出入り口であるため、今以上 の規制は出来ない。 学校から指導をしてもらう。	出入り口となる箇所に擬石を設置し て安全を確保しているので現状維 持。	Н27	H27
	8		道路が狭く危険である。(H27) 歩道を設置してほしい。(H28)		通過交通(抜け道となっている)が	H27に「学童注意」等の路面標示実施済み。歩道の設置は現在の所、出来ないので、学校より児童に注意を促してもらいたい。	H27 H28	H27 H28

	No.	危険箇所	危険な状況(学校からの指摘事項)	担当課局	現況確認	対応状況	記載年度	完了 年度
	9	海老潤2332地先 (周治海老綱領耶線)	集団登校の班の集合場所へ行く際、 県道を横断しなくてはならないた め、横断歩道を設置出来ないか。		集合場所の都合で県道横断は必要で あるが、むやみに横断歩道の設置は 出来ない。	群馬県公安と協議を実施した結果 対象地はカーブが連続しており、見 通しができない箇所への横断歩道設 置は、危険であるため設置出来な い。近くの横断歩道を使ってもらう しかないとの回答。	Н28	Н28
	10		交差点に児童への注意喚起の路面標 示・看板等の設置が出来ないか。	総務課	入り組んだ路地の交差点であり飛び 出し等による事故が危惧される。	路面標示、注意看板を設置。 (児童への注意喚起用)	H28	Н28
		駅からサイクルセンター までの緑道 (町道4071号線)	植栽帯のブロックが崩れており危険 である。	都市建設課	植栽帯のブロックが崩れている。樹木・街路灯の転倒が危惧される。	植栽帯の補修、樹木、街路灯修繕完 了。	H29	Н29
対策完了箇所	12	小学校南側通学路 (町道4071号線)	周辺から見ずらい道路であり、危険 ではないか? (変質者等) また、ブ ロック塀が崩れそうで危ない。	総務課	標示等を施工した。	従前より、同様の危険が危惧されている。道路改築等の実施は困難である。個人塀の対策についても困難である。 児童への注意喚起、若しくは通行回避をお願いする。	Н29	Н29
	13		暗い場所等ある。児童の安全確保の ため、駅東口ロータリーに監視カメ ラを設置出来ないか。	総務課	一部、暗い箇所はある。小学校から 駅までの区間には街路灯を設置済 み。	わたらせ自然館地先に防犯カメラを設置(南北の通り、サイクルセンター撮影)、駅中には2台のカメラが作動中。東ロロータリーに防犯カメラ設置済み。 街路灯については、現状維持とするが状況等の変化に応じ検討する。	Н27	Н29
	14	町道3356号線 (ふれあい道路) 県道海老瀬下五箇線 の交差点	植栽帯に下半身を露出したまま寝ころんでいた。(H28)	総務課 教育委員会	ボランティアの方が防犯パトロール をしているが、不審者事案が多発し ている。	防犯カメラ設置完了。 防犯パトロールを強化する。 警察官によるパトロールを強化する。	Н30	Н30

	No.	危険箇所	危険な状況 (学校からの指摘事項)	担当課局	現況確認	対応状況	記載年度	完了 年度
		町道2-40号線	ブロック塀に張ってある看板が剥が れていて危険である。 風で飛んでいかないか?	総務課	ブロック塀が一部破損しており、看 板が剥がれている状況。	看板所有者と連絡を取り対応をお願 いし、看板撤去済み。	R1	R1
		町道3406号線 町道2-40号線 の交差点	泉野1丁目地内在住児童の通学路となっているが、町道3406号線からの自動車通行量が多く危険であるため、横断歩道を設置してほしい。	総務課	他の町道に比べ自動車通行量が多い と思われる交差点である。	横断歩道の設置完了。	Н30	R4
対策完了箇所	17		カーブで見通しが悪く、児童が横断 時に危険である。		日 期 単 の 連転 名 か ら も 、	R3年度に、児童用にカーブミラーを 設置し、視認性を確保した。 また、児童横断時の見守り活動を強 化する。	R3	R4



	No.	危険箇所	危険な状況(学校からの指摘事項)	担当課局	現況確認	対応状況	記載 年度	完了 年度
	1		北根用水路の他、地域全域において 水路に進入できる状態(フェンス無 し)であるため、危険である。	教育委員会	フェンス間に隙間があり、子供の進入が可能な状況。 危険箇所の明示として、旧南小学校 PTAにより赤旗を設置している。	水路に侵入できないよう対策が講じ られた。	Н26	R2
	2	県道麦倉川俣停車場線	自動車が接近して通過するので危険である。	都市建設課	1-12号線より西側に歩道が無い。	スクールバスの利用状況に変化が あったことから完了とする。	Н30	R2
対策	3		横断歩道の路面標示が薄くなり認識 できない状態にある。		横断歩道であることが運転者や歩行 者から認識しにくい状況にある。	横断歩道の引き直しについて群馬県 公安委員会が令和2年度予算で実施 済。	R1	R2
策完了箇所	4		横断歩道の路面標示が薄くなり認識 できない状態にある。		横断歩道であることが運転者や歩行 者から認識しにくい状況にある。	横断歩道の引き直しについて群馬県 公安委員会が令和2年度予算で実施 済。	R1	R2
	5		横断歩道の路面標示が薄くなり認識 できない状態にある。		横断歩道であることが運転者や歩行 者から認識しにくい状況にある。	横断歩道の引き直しについて群馬県 公安委員会が令和2年度予算で実施 済。	R1	R2
	6	県道麦倉川俣停車場線 (宇那根農村公園付近)	横断歩道の路面標示が薄くなり認識 できない状態にある。	総務課	横断歩道であることが運転者や歩行 者から認識しにくい状況にある。	横断歩道の引き直しについて群馬県 公安委員会が令和2年度予算で実施 済。	R1	R2



	No.	危険箇所	危険な状況(学校からの指摘事項)	担当課局	現況確認	対応状況	記載年度	完了 年度
-	1	役場付近	歩道が無く危険である。拡幅等困難 であると思われるので路面標示等で 注意喚起してもらいたい。		歩道は無い、区画線外のスペースも 狭く危険である。	「学童注意」の路面標示を実施。 (館林土木事務所対応)	Н26	Н26
	2	おぎの屋周辺 (県道斗合田 岩田岡里線)	県道「斗合田 岩田 岡里線」(川 魚料理おぎの屋周辺) →おぎの屋周辺の三差路は、籾谷地 区の児童が東西に渡る通学路である が、南北の道路がゆるくカーブして いて、見通しが悪く、交通量も多く 危険である。早期完成とそれに付随 する歩道の早期設置を要望。		県道拡幅が完了し、交通量増加や通 過車両のスピードの出し過ぎが懸念 される。	平成27年度に横断歩道、手押し信号 を設置したため完了。	Н26	H27
対策完了箇		おぎの屋北のT字路から 県道に向かう通学路 (町道2-33号線)	歩道無 → 路面標示 通過車両等の流入が多くなってきて 危険である。道路余剰地に舗装を掛 けグリーンベルト等の施工ができな いか。	総務課 都市建設課	車道幅は広いが、県道の信号を避ける抜け道となっており、通過交通車両が増えてきている。	路面標示による注意喚起を実施す る。後の状況を鑑み以後検討する。	Н26	Н27
所	4		県道を横断してしまう児童がいる。 何か安全対策は出来ないか。			役場前の横断歩道を利用するよう学 校より指導する。	H28	Н28
	5		歩道が無く危険である。歩道スペー スだけでも作れないか。		歩道は無い、区画線外のスペースも 狭く危険である。	道路幅員が狭く、区画線位置変更に て歩道スペースを確保することは困 難である。 小学校より、児童への注意喚起等の 指導をする。	Н27	Н28
	6	門 担 1 3 4 4 方	歩行者用信号が無いため危険である。 歩行者用信号を設置出来ないか。	総務課	信号は設置してあるが、歩行者用信 号は無い。小学生の横断あり。	歩行者用信号設置。	Н28	Н29

	No.	危険箇所	危険な状況 (学校からの指摘事項)	担当課局	現況確認	対応状況	記載年度	完了 年度
対策完了	7	町道1167号線	歩道が無く一般交通車両も通るため、児童の接触事故等を危惧している。 地域の児童が集中してくる小学校周辺の道路にスクールゾーン等のグリーンベルトの設置ができないか?	総務課 都市建設課	対象の道路は生活圏道路として機能 しているが、1車線分の幅員しかな い。道路整備時に公安と協議し、通 行車両スピード抑制のためハンプ舗 装を設置している。	グリーンベルト(スクールゾーン)の設置には現地に見合った条件等を公安と協議しながら決める必要がある。現状では歩道が無いため、に設置することはできない。設置するためには車道路に関置するためには車道路に間帯のが、足は東のでは、東のでは、東のでは、東のでは、東のでは、東のでは、東のでは、東のでは	Н30	Н30
了箇所	8	大林児童公園付近	不審者が自転車に乗っている。 (H29)	総務課	周辺にアパートが多い。 不審者事案については、過去に警察 が対応した経緯がある。	防犯カメラの設置完了。	Н30	Н30
	9	ヤクルト販売所付近	通行中の中学生に「板中ばかやろう」 と奇声をあげて殴りかかる。 (H28)		不審者事案については、過去に警察	近くにあるヤクルトに見回りの協力を警察がお願いしている。 防犯パトロールの強化や警察官によるパトロールを強化する。	Н30	Н30
	10		民家等なく道路全域にわたり暗く危 険である。 改築道路の段差対策を望む。		人家の無い道路である。道路脇に雑	H28年度に防犯灯更新済み(LEDライト)。 H28~道路拡幅整備事業に着手し、R2 に完了した。	Н27	R2

	No.	危険箇所	危険な状況(学校からの指摘事項)	担当課局	現況確認	対応状況	記載 年度	完了 年度
	11	町道1344号線 (旧国道354号線)	一部歩道が無いので、その区間の歩道設置をしてほしい。 (H30) 歩道の存在は確認できたが、奥まった所にあり、児童を歩かせるには不向きであるので、本線沿いに歩道の設置を要望したい。 (R1)	都市建設課	道路沿線において一部歩道が無い様に見えるが、歩道は余剰スペース(植栽帯等)の北側を通っており連続している。	歩道は連続して設置してあるため、 そちらを利用するよう指導をしても らう。 (H30) 歩道スペースに個人宅の樹木の枝が 出ている箇所について剪定を依頼 し、安全に歩行できるように指導及 び対応をした。 (R1)	Н30	R1
対策完了箇所	12		隅切りの設置とポールの設置で安全 対策をしてもらいたい。	都市建設課教育委員会	指摘箇所には隅切りが設置されている。横断歩道幅分縁石が無いが通常 の交差点形状である。	通常の交差点形状であり信号機も設置されている。信号待ちの際、できる限り道路側から離れた位置で待つよう学校で安全指導を行った結果、安全性が確保された。	R1	R1
	13		路面標示が消えかけており、通学路 の注意喚起できないのでは?	総務課	指摘箇所の路面標示が薄くなってい る。	路面標示を更新済み。 他の場所においても路面標示が消え かけていれば報告して欲しい。	Н30	R1
	14	町道1174号線	旧役場から旧増田医院までの区間は 板倉地区の児童が集まる道路である が、スピードを出す車両もいるた め、適宜ハンプ舗装等を設置しても らいたい。			ハンプ舗装は車両の速度抑制には有 効だが、2輪車の転倒要因にもなっ てしまうことから、路面標示を活用 した安全対策として工事を実施し た。	Н31	R2
	15	町道1-15号線 町道1150号線交差点	児童が横断する際の横断歩道がない ことから危険が生じている。	総務課都市建設課	両方の町道が2車線であり、通行する車両の速度超過が多数見受けられる。	横断歩道、反射ポール、歩車道境界プロックの設置工事完了。	R3	R4

令和4年度 西小学校(西地区部分)点検結果 ËĹ 西完/9 西完

	No.	危険箇所	危険な状況 (学校からの指摘事項)	担当課局	現況確認	対応状況	記載年度	完了 年度
	1	町道1-7号線及び 町道5062号線交差点	横断歩道がないため歩行者が危険で ある。	総務課 都市建設課	横断歩道がなく停止線や止まれの表示が薄くなり認識しにくい状況にある。	町道1-7号線に対して町道506 2号線の歩道がないことから、横断 歩道を設置すると、更に危険性が増 す結果が予測されることから、停止 線や止まれの引き直し工事を実施し た。	R2	R2
	2	町道2-25号線及び 町道5062号線交差点	停止線と止まれの表示が薄くなり認 識しにくい状況にある。		完全に消えている状況にはないが、 引き直す必要性はある。	停止線や止まれの表示の引き直し工 事を実施した。	R2	R2
対策完了箇所	3	館林東部工業団地東側 (館林市の市道部分)	館林市道部分の道路下を横断する ボックスカルバート部分において、 取り付け道路と歩道が沈下し10cm程 度の段差が生じているため危険であ る。	都市建設課	ボックスカルバート部分と車道及び 歩道部に大きな段差が生じている。	段差部分に対して擦り付け舗装による補修が必要であるため、道路管理者である館林市役所道路河川課に補修の要望をしたところ簡易的な補修しか考えていないとの回答がありR2.7に簡易的な補修が実施された。	R2	R2
751								



	No.	危険箇所	危険な状況(学校からの指摘事項)	担当課局	現況確認	対応状況	記載 年度	完了 年度
	1	県道除川板倉線	一部区間で歩道が無く危険である。	都市建設課	一部歩道がない区間は車道を通行する形態となることから危険性がある。	地権者の同意が得られていない状況 にある。今後、点検報告と併せて館 林土木事務所と協議を継続する。 館林土木事務所へ要望書提出済み。 H27区間前後に「学童注意」路面標示済 み。(館林土木事務所対応) 歩道の整備については、引き続き要 望書を継続して提出する。	Н27	継続
	2	町道1-11号線	通過交通の流入量が多く危険であ る。	総務課 都市建設課	通過車両の速度を抑制し、生徒の安 全性を確保する必要がある。	舗装の損傷が激しく自転車通行レーンの表示も認識しにくいことから、令和3年度に舗装の修繕工事と自転車通行レーンの引き直し工事を実施した。残延長については、インフラ整備工事の計画もあるため、調整を行い実施していく。	R2	継続
点検指摘箇所	3		館林警察署から死角が生じる箇所が ある歩道を登校時には自転車で通行 せず、車道の路肩を自転車で通行す るよう指導があったことにより、生 徒が危険な状況にある。	総務課 都市建設課 教育委員会	両方の町道が2車線であり、通行する車両の速度超過が多数見受けられる。	歩道の幅員に余裕があり自転車を通行させることが構造的に可能なこと から自転車通行可能となるよう、新たな規制をかける必要がある。	R3	継続

## 令和4年度 通学路点検結果について(板倉中学校)

	No.	危険箇所	危険な状況 (学校からの指摘事項)	担当課局	現況確認	対応状況	記載年度	完了 年度
	1	板中西側道路 (町道1-5号線)	中学生が自転車で歩道を通れるよう 申請をお願いしたい。	総務課	現状では歩道内の自転車走行は法律 上不可能である。 自転車歩行者専用道路の協議が必 要。	歩道幅員がせまく、自転車歩行者道 にすることは不可能との回答。(公 安委員会)(町道1-12号線は自転車 歩行者道路対応済み)	Н27	Н27
	2	県道除川板倉線	一部区間において、歩道表面が荒れ ており通行に支障をきたしている。	都市建設課	路面が荒れている状況。	H27歩道部舗装修繕実施 (館林土木事務所対応)	H27	Н27
		町道1-11号線 町道6166号線 交差点	路面が荒れており、通行が危険であ る。	都市建設課	舗装面が荒れており、小石等もあり 自転車の転倒が危惧される。	舗装打ち替え実施。	H28	Н28
対	4	板倉中学校北西 石塚交差点 (町道1-15号線 町道1150号線)	見通しが悪く危険である。	総務課	交差点間際に来るまで見通しが出来 ない。	カーブミラーを設置。	H28	H28
策完了箇	5		舗装が悪く凸凹していて危険であ る。	都市建設課	蛭田橋と町道の接合部が沈下等の影響による凹凸を確認。	舗装修繕実施。	H28	Н28
所	6		集会場から八間樋橋に向かう町道が 砂利道で滑りやすく危険である。	都市建設課	谷田川堤防拡幅工事中 砂利道の坂道であるため滑りやす い。 (谷田川堤防拡幅工事中)	対象道路の舗装完了。	H29	Н29
	7		一部区間において、農地との段差が あり転落の危険がある。毎年、数名 の生徒が風にあおられ転落してい る。	都市建設課	段差のある箇所には転落防止柵が設置されているが、一部区間において 未設置箇所がある。	H27転落防止柵の設置は高さの条件等により困難との回答。 設置不可能であるため学校から生徒 へ指導する。	Н27	Н30
	8		縁石が草に覆われており、中学生が 気付かず乗り上げて転倒したとの報 告が数件あった。	都市建設課	堤防の草に覆われ、縁石が見えない 状況である。	堤防の除草は群馬県が定期的に実施 しているが追いつかない状況があ る。 注意喚起のためのラバーポールを設 置済み。	Н30	R1

## 令和4年度 通学路点検結果について(板倉中学校)

	No.	危険箇所	危険な状況 (学校からの指摘事項)	担当課局	現況確認	対応状況	記載 年度	完了 年度
対策完了箇所	9	校庭北側道路 (町道1150号線)	ワダチがあり、車両通行時に水が歩 道内まで飛び散り、中学生が濡れて しまう。 降雨時に確認してもらいたい。	都市建設課	極端なワダチは確認できないが、車 道部全体が下がっており、水溜りが できる状況であると思われる。	道路全体の舗装状態は良好であり、場所により薄く水がたまる可能性はあると思われるが、舗装の修繕の必要性は無いと考えている。 R2予算において舗装修繕工事を実施したことから状況が改善された。	Н30	R2
	10		歩道内に段差があったり、草が繁茂 しており、通行が危険である。	都市建設課	草が繁茂している。 歩道内の縦断方向に段差がある事を 確認した。	道路管理者(館林土木事務所)へ伝え、対応を依頼する。 除草については引き続き状況に応じて要望書を提出する。	R1	R1

